

新城市ふるさと納稅

事業者様用資料

新城市役所 企画調整課



01. ふるさと納税の概要
02. ふるさと納税の流れ
03. 地場産品基準について
04. 事業者・返礼品登録の流れ
05. 指定制度について
06. 返礼品の掲載について
07. 返礼品提供後の流れ

01.ふるさと納税の概要

ふるさと納税とは、生まれたふるさとや応援したい自治体に寄付ができる制度です。寄付することで、あなたが住んでいる自治体の住民税の減額（控除）や税務署から所得税の払い戻し（還付）を受けられます

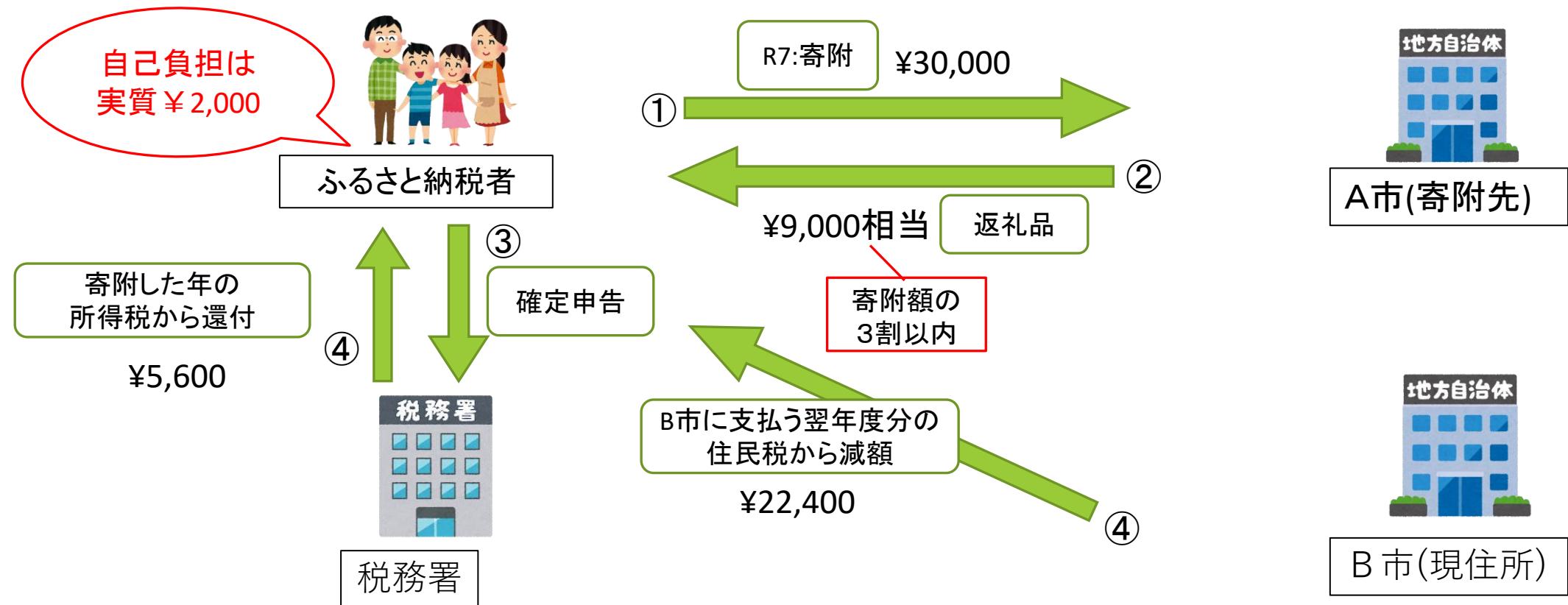


図：総務省HPより抜粋

02.ふるさと納税の流れ

「寄附」により本来住所地に納める住民税、所得税が寄附金分控除されます。また、返礼品が受け取れます。

例：確定申告の場合



03.地場産品基準について

ふるさと納税の返礼品を登録するためには、「総務省が示す基準＝地場産品基準」を満たす必要があります。※この基準は今後変更になる場合があります。

号数	地場産品基準
1号	新城市で生産されたもの※米、果物、肉等の一次産品
2号	新城市で原材料の主要な部分が生産されたもの
3号	新城市で製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行い付加価値が生じているもの
3号イ（熟成肉）	愛知県内で生産された食肉を原材料として、市内において熟成したもの
3号イ（精米）	愛知県内で生産された玄米を原材料として、市内において精米したもの
3号ロ（企画立案）	新城市で製品の企画立案その他の製品に実質的な変更を加えるものでない工程が行われており、製品の製造業者により、製品の価値の過半数が区域内で生じている旨の証明がされたもの

03.地場産品基準について

号数	地場産品基準
4号	新城市で生産されたもので、近隣他市町村で生産されたものと混在したもの※流通構造上、混在が避けられない場合のみ
5号	新城市的広報目的で生産された本市のキャラクターグッズ、オリジナルグッズ等で、本市独自のものであることが明白なもの
6号	前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等に附帯するものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等の価値が当該提供するものの価値全体の7割以上であるもの
7号	新城市において提供される役務であって、主要な部分が本市に関連性のあるもの
7号の2（宿泊）	新城市に所在する宿泊施設であって、県内でのみ宿泊施設の運営を行う者が提供するもの（フランチャイズチェーンを除く）
7号の3イ五万円以下（宿泊）	新城市に所在する宿泊施設であって、前号に該当しないもので1人1泊五万円を超えないもの
7号の3ロ該当地域（宿泊）	新城市に所在する宿泊施設であって、前号に該当しないもので災害救助法が適用された災害発生市町村が属する都道府県の区域内の地方団体により提供されるもの。

03.地場産品基準について

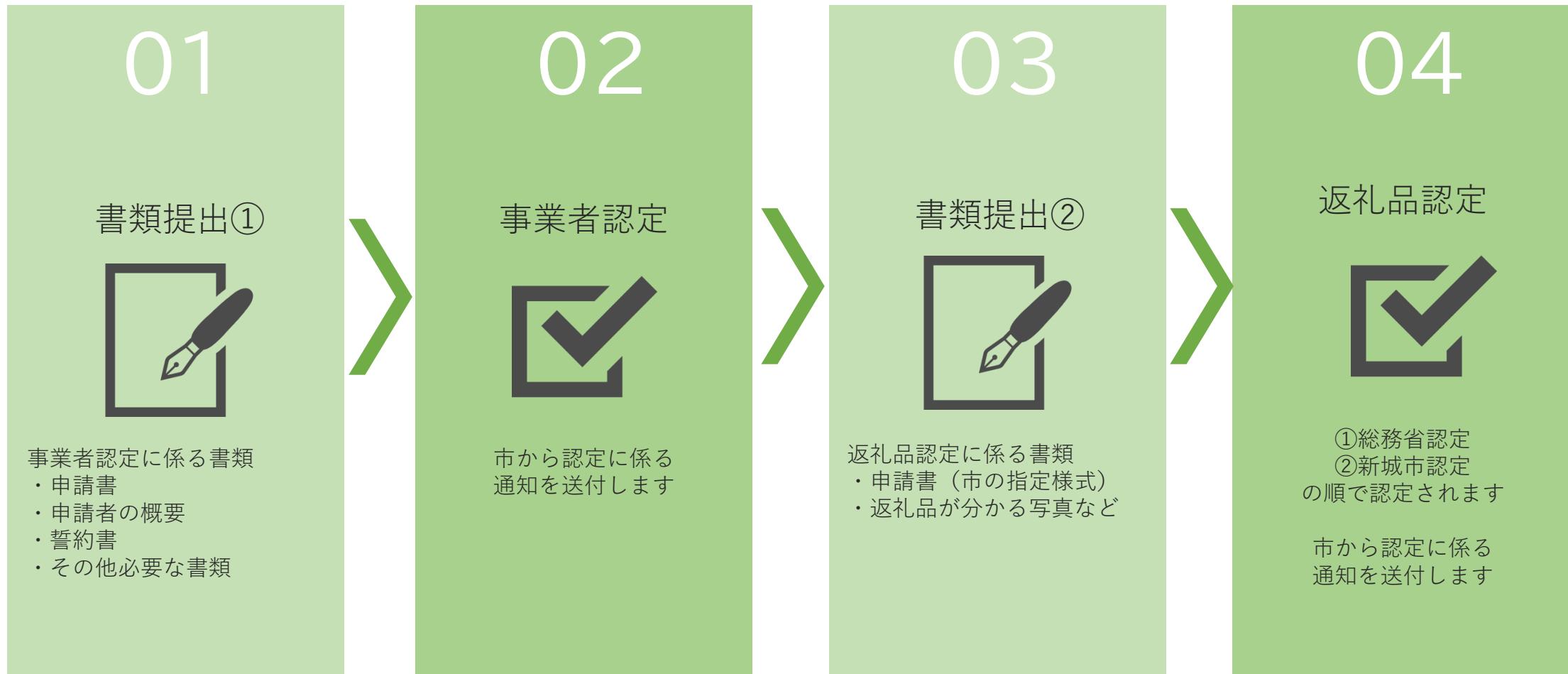
号数	地場産品基準
7号の4（電気）	新城市において地域のエネルギー源により発電された電気であること。
8号イ	近隣の他市町村と共同でこれらの市町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを共通返礼品とするもの
8号ロ	愛知県が県内の複数の市町村と連携し、連携する市町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを共通返礼品とするもの
8号ハ	愛知県が県内の複数の市町村において地域資源として相当程度認識されている物品及び当該市町村を認定し、当該物品を当該市町村がそれぞれ返礼品とするもの
9号	災害により甚大な被害を受けたことにより、被害を受ける前に提供していた前各号のいずれかに該当する返礼品等を提供できなくなった場合において、返礼品を代替するものとして提供するもの
99号	前各号のいずれかに該当する返礼品等とのみ交換するために提供するもの（○○pay商品券、△△pay）
セット	前各号のいずれかに該当する返礼品等同士を組み合わせた返礼品

03.地場産品基準について

地場産品基準の事例紹介

号数	地場産品基準	○	×
1号	新城市で生産されたもの※米、果物、肉等の一次産品	新城市内で生産された野菜	新城市外で生産され、新城市で販売されている野菜
2号	新城市で原材料の主要な部分が生産されたもの	新城市内で生産された果物を100%使用して区域外で製造されたジェラート	新城市内で生産された醤油・ポン酢を使用した、市外で加工された鍋のもと
3号	新城市で製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行い付加価値が生じているもの	新城市外で生産された豚肉を、市内で切断、調理、袋詰めしている豚肉加工品	新城市外から調達したブロック肉を市内で単なる切断・パック詰めした精肉
4号	新城市で生産されたもので、近隣他市町村で生産されたものと混在したもの ※流通構造上、混在が避けられない場合のみ	複数の地方団体の区域を管轄するJAに区域内で生産された米を出荷して、区域外で生産された米とブレンドし「〇〇米」として出荷されたもの	新城市外で生産されたものと市内で生産されたものを全国の店舗で区別なく取り扱っているアイスクリームなど
6号	前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等に附帯するものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等の価値が当該提供するものの価値全体の7割以上であるもの	新城市内で生産されたそばと市外で製造されたそばつゆのセット	新城市外で製造されたビールと市内で生産されたタオルのセット

04.事業者・返礼品登録の流れ



05.指定制度について

総務省に返礼品として指定されることでふるさと納税で取り扱えるようになります。
※今後変更が生じる場合があります。

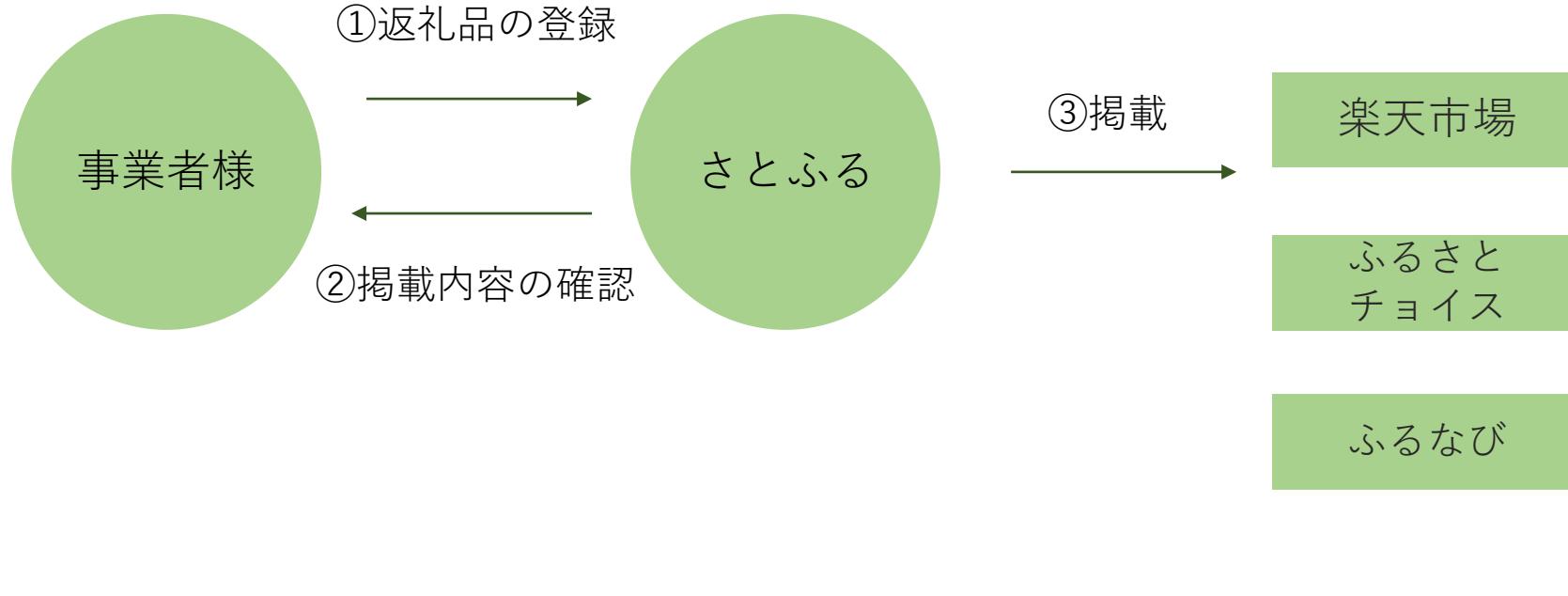


- ・ 総務省に指定されなければ返礼品として出品できない
- ・ 1年間の指定対象期間の承認を7月に申出、10月に指定される必要がある
- ・ 7月の申出以降に新たに返礼品を登録したい場合、約3か月ごとの申請のタイミングで総務省へ申請
- ・ 申請から承認には1~2か月を要する
- ・ 総務省に返礼品として認められた後、市から事業者様へ認定の通知を発送します。

※ 指定やその後の申請時期は変更になる場合があります

06.返礼品の掲載について

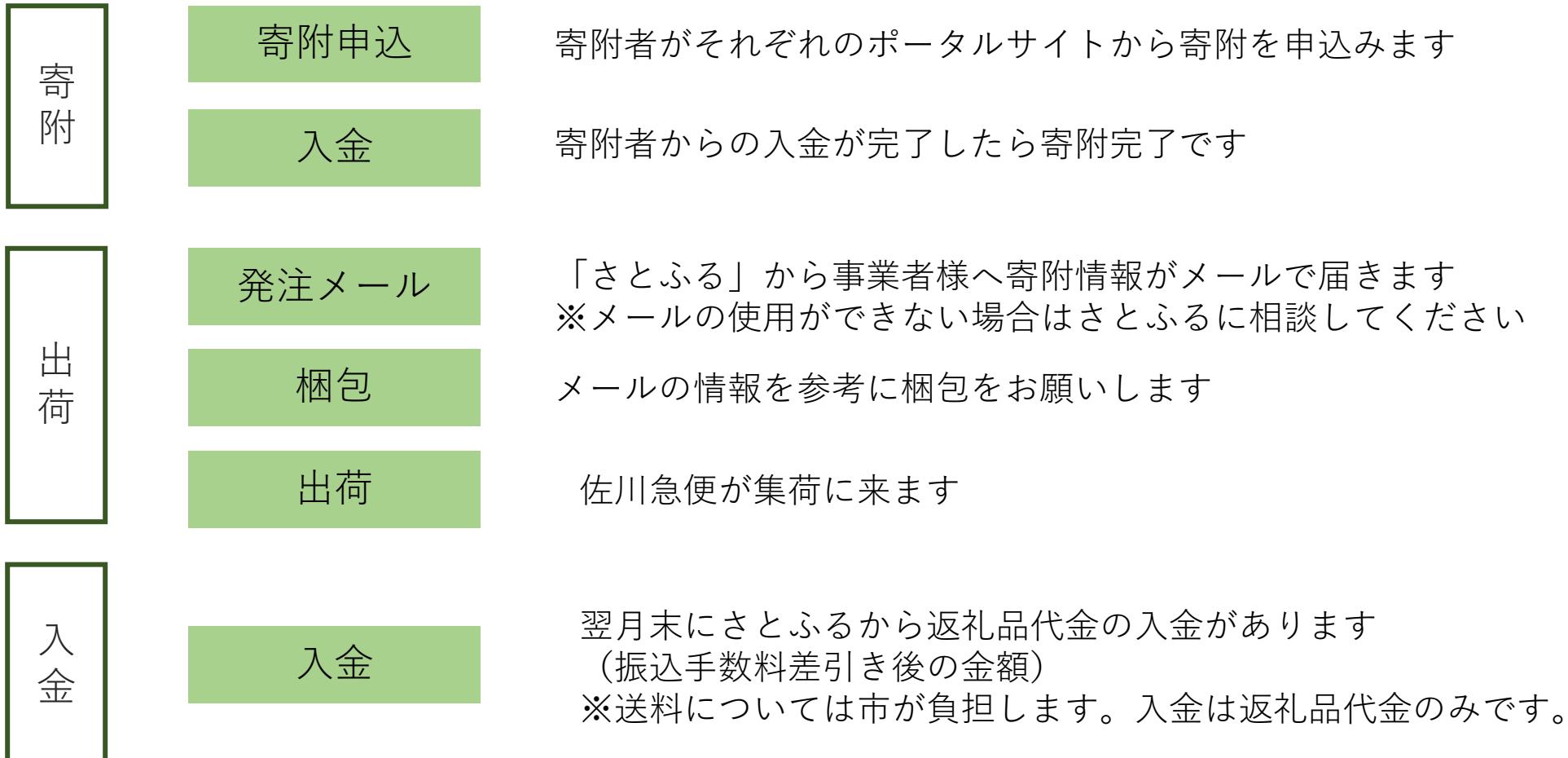
返礼品のポータルサイトへの掲載作業は「さとふる」を通じて行います。



セゾン
JRE
KABU &
ふるラボ
ヤフー
au PAY
まいふる
Vふるさと納税
マルイ
ケアネット
ふるさと納税デパート
ニフティふるさと納税

07.返礼品提供後の流れ

基本的には以下の流れですが、不都合が生じる場合にはご相談ください。



お問い合わせ先



新城市役所 企画部 企画調整課
電 話：0536-23-7620
F A X：0536-23-2002
メール：kikaku@city.shinshiro.lg.jp